

# 農薬販売届提出の際の留意事項

- 届出に記載する住所は正確に（登記簿謄本や住民票のとおり）記入し、届出様式第1号には必ず代表者印を押印してください。
- 届出様式第1号と届出様式第1号別表、それぞれ1部ずつの提出が必要となります。なお、登記簿謄本や住民票の添付は不要です。
- 届出様式第1号別表には、山形県内で農薬の販売を行うすべての販売所（支店・営業所等、（本店でも販売を行う場合は、本店も含まれます。））を記載してください。  
販売所が1カ所のみの場合であっても記載し、提出してください。  
なお、廃止の場合は、届出様式第1号のみとし、届出様式第1号別表の提出は不要です。
- 届出は次の期日までに提出してください。

新たに農薬販売を始める場合（新規届）	販売開始の日まで
届出内容に変更が生じた場合（変更届）	変更の生じた日から2週間以内
農薬販売をやめる場合（廃止届）	廃止した日から2週間以内

- 届出の受付は山形県病害虫防除所に駐在している職員が行っていますので、下記まで提出してください。

〒990-2372 山形市みのりが丘6060-27  
山形県食品安全衛生課 病害虫防除所駐在職員 あて

届出の内容		届出の種類			備考
		新規	変更	廃止	
山形県内で新たに農薬販売を始めるとき		○			※1 個人として廃止届、法人として新規届、双方の提出が必要です。 ※2 届出者名（名称）の変更を伴う場合には、旧届出者での廃止届、新届出者名での新規届、双方の提出が必要です。 ※3 別法人になる時は、旧法人での廃止届、新法人での新規届、双方の提出が必要です。
農薬販売をやめるとき（複数の販売所がある場合はそのすべてでやめる場合）				○	
販売所を増やす、又は販売所の一部を廃止するとき			○		
販売所の住所や名称が変わったとき			○		
届出者が個人から法人に変わったとき ※1	旧			○	
	新	○			
届出者の住所が変わったとき			○		
個人商店の代表者が変わったとき ※2			○		
法人の代表者が変わったとき			○		
法人の名称が変わったとき ※3			○		

【問い合わせ先】 食品安全衛生課 農薬安全担当 TEL：023-630-2160  
病害虫防除所駐在 TEL：023-644-4241